



読谷村告示第 119 号

令和 6 年読谷村告示第 8 号において別に定めることとされている期日は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は読谷村税条例（昭和 47 年読谷村条例第 35 号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 10 月 31 日とする。

令和 7 年 9 月 22 日

読谷村長 石嶺 傳實



都道府県名	地 域
石 川 県	輪島市
	珠洲市
	鳳珠郡穴水町
	鳳珠郡能登町